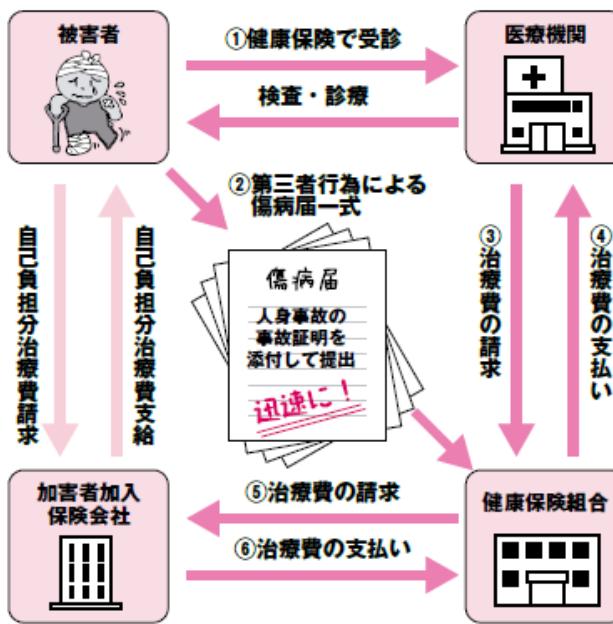


届け出を忘れずに

第三者（自分以外の人の行為により、けがや病気をした場合で、健康保険証を使用して治療を受けようとするときは、加入している保険組合に「第三者行為による傷病届」などの提出が必要です。



障害基礎年金をご存知ですか？

国民年金に加入している間にかかるた
病気やけがが原因で障がいが残り、国民
年金保険料の納付要件を満たしていると
きは、障害基礎年金を受給できる場合が
あります。

請求できる条件

▼対象者
国民年金に加入している間にかかるた
病気やけがが原因で障がいが残り、国民
年金保険料の納付要件を満たしていると
きは、障害基礎年金を受給できる場合が
あります。

▼納付要件
障がいの原因となった病気やけがで、
初めて病院にかかった日（初診日）にお
いて、次のいずれかの要件に該当してい
る人。
○国民年金（1号・3号）に加入してい
た人。
○老齢基礎年金の繰り上げ請求をしてお
らず、当時、厚生年金に加入していな
かった60歳～64歳の人。
▼届け出
障害基礎年金を請求するには、次のい
ずれかの納付要件を満たしていなければ
なりません。
○初診日の属する月の前々月までの公的
年金被保険者期間で、3分の2以上の
納付期間（免除期間を含む）がある
こと。

▼問合せ先
住民課 国民年金係
☎ 932-1467（ダイヤルイン）
932-1151（内線115）

※20歳前に初診日がある場合は、この納
付要件はありません。
注意点
障害者手帳の有無や、等級は関係あり
ません。診断書をもとに、国民年金法で
定められた障害等級に該当するかどうか
で、受給できるかが決まります。

まずはご相談を

65歳を過ぎたら介護予防を始めませんか。初めての人大歓迎！

3月

わくわくディサロン

4月

16日（水）
ほのぼの体操 準定員 30人
講師 高瀬弥生 先生
自己負担金 なし

自己負担金 なし

18日（金）
運動教室 準定員 20人
正信会 水戸病院
自己負担金 なし

自己負担金 なし

23日（水）
ハンドベル 準定員 30人
講師 高間美奈湖 先生
自己負担金 なし

自己負担金 なし

■申込資格 65歳以上で町内に住所を有する人
(要介護認定を受けっていない人)
■開催日時 水・金曜日
9:50～11:20
■場所 地域活性化センター(オイコス)1階

■申込および問合せ先 健康福祉課
☎ 932-1493（ダイヤルイン）
☎ 932-1151（内線153）

第三者行為の事例

- ・交通事故によるけが
- ・不当な暴力や傷害行為によるけが
- ・他人の飼い犬やベットなどによるけが
- ・飲食店での中毒など

次の場合は対象外

- ・雇用者が負担すべきもの、労災対象の事故
- ・犯罪行為や故意の事故
- ・飲酒運転や無免許運転など、法令違反の事故



を請求することになります。

第三者行為の届出に必要な書類は多
数ありますので、加入している保険組
合などへお問合せください。
医療（乳幼児・子ども医療、重度障
害者医療、ひとり親家庭等医療など）
療制度加入の人へ住民課へ
・社会保険に加入している人へ加入し
ている健康保険組合へ
※社会保険に加入していて、かつ公費
・須恵町国民健康保険、後期高齢者医
療制度加入の人へ住民課へ
・社会保険に加入している人へ加入し
ていている健康保険組合へ

届け出は加入している保険組合へ

被災者と加害者の話し合いにより示
談が成立してしまったと、その示談の内
容が優先されます。このため、健康保
険で立て替えた医療費を加害者に請求
し、かかった医療費を全額加害者が負担
してもらうのが一番良い方法です。しか
し、加害者に支払い能力がない場合は、
被災者の自費診療になってしまい、さ
しあつたての病院への支払が大変です。
そこで、被災者救済の観点から、必
要な治療費は健康保険が一時的に立て
替え、後から加害者にその立て替え分
組合などに示談内容を申し出て、相手
側に白紙委任状を渡さないようにして
ください。

示談をする前に

▼問合せ先 住民課
☎ 932-1467（ダイヤルイン）
932-1151（内線115）

13日（水）
ケアピクス 準定員 30人
講師 林崎万里子 先生
自己負担金 なし

自己負担金 なし

■申込資格 65歳以上で町内に住所を有する人
(要介護認定を受けていない人)
■開催日時 水・金曜日
9:50～11:20
■場所 地域活性化センター(オイコス)1階

■申込および問合せ先 健康福祉課
☎ 932-1493（ダイヤルイン）
☎ 932-1151（内線153）